

第4期
松本市地域福祉計画
(令和3年度～令和7年度)

原案

令和2年9月

目次

第1章	はじめに	1
1.	地域福祉が求められる背景	1
(1)	急激な人口減少と少子高齢化	1
(2)	地方における人口減少の加速	2
(3)	人口減少・少子高齢化による福祉への影響	2
(4)	国の法制度の改革	2
2.	求められる新たな地域福祉	3
(1)	改正社会福祉法の要旨	3
(2)	市町村における包括的な支援体制の整備	3
第2章	松本市の地域福祉施策の現状と課題	4
1.	松本市の地域を取り巻く環境	4
(1)	人口減少と少子高齢化の進行	4
(2)	市内各地区の人口の状況	5
(3)	人口減少・少子高齢化による財政への影響	6
(4)	地域社会の多様化の進行	6
(5)	社会構造の変化による地域活動への影響	7
2.	松本市の地域福祉政策の変遷	8
(1)	松本市の地域づくり活動を支援する施策の変遷	8
(2)	松本市の地域福祉計画の変遷	8
(3)	第3期松本市地域福祉計画の成果と課題	9
3.	第3期計画までの総括	10
第3章	計画の目指す姿・基本的な考え方	11
1.	計画の目指す姿	11
2.	計画の基本的な考え方	12
3.	各主体の役割と推進体制	13
4.	計画の位置づけ・期間	15
(1)	計画の位置づけ	15
(2)	計画の期間	15
5.	施策の体系	16
第4章	施策の展開	17

第1章 はじめに

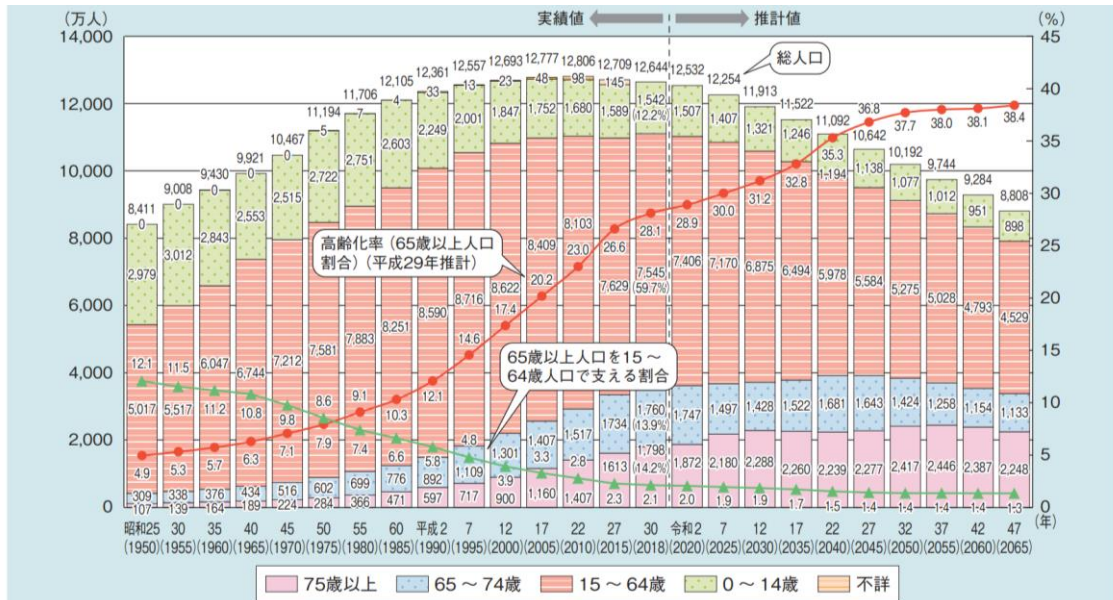
1. 地域福祉が求められる背景

(1) 急激な人口減少と少子高齢化

日本の人口は2009年をピークに減少に転じ、2020年までの10年間で約379万人もの人口が減少しました。特に、2019年から2020年にかけては1年間で50万人以上の人口が減少しています。今後も減少傾向は加速する見込みであり、この先、2030年までの10年間で600万人以上、2060年までの40年間には3,000万人以上が減少し、総人口は9,284万人になると推計されています。

2060年の9,284万人という規模は、過去を見ると1960年当時(9,430万人)が近いですが、1960年と2060年では、人口構成が全く異なります。1960年の高齢化率はわずか5.7%で、11.2人の生産年齢人口で1人の高齢者を支えていましたが、2060年の高齢化率は38.1%であり、1.4人の生産年齢人口で高齢者を支える計算となります。すなわち、生産年齢人口一人ひとりに求められる負担は格段に大きくなっており、今後、持続的な社会を築くためには、このような人口減少・少子高齢化による影響に対処することが、国全体において必要になっています。

図表1 我が国の人口構成の推移と推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」(平成30年10月1日確定値)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
(注1) 2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。
(注2) 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)を除いている。
(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

出典：厚生労働省「厚生労働白書」

(2) 地方における人口減少の加速

続いて、都道府県単位の人口の増減を見ると、総務省統計局の人口推計(2019年10月1日現在)によれば、前年に比べ、増加は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、沖縄県の5都県のみであり、減少は地方圏の42道府県となっています。

この傾向は今後も継続する見込みであり、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口(2018年3月推計)」によれば、総人口が減少する都道府県は今後も減少が続き、地方から東京圏への人口の一極集中の傾向が続く見込みです。2030年から2035年にかけては東京都を含むすべての都道府県が減少に転じる見込みです。

(3) 人口減少・少子高齢化による福祉への影響

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、年金・医療・介護等の社会保障支出はこれまで延び続けており、今後も増大が見込まれています。増え続ける社会保障費は国・地方公共団体の財政を圧迫し、ともすれば、現役世代の負担の増大、ないしは負担増を抑制・回避するための借金(国債の発行)による、将来世代への負担の先送りを余儀なくされることにもつながります。また、高齢化による医療・介護へのニーズの増大に反して、人口減少によって担い手が減少しており、深刻な人手不足が予想されています。このように、人口減少・少子高齢化は、社会保障制度・福祉サービスを安定的に維持していくことや財政の健全化にも影響が及んでいます。

(4) 国の法制度の改革

国は、このような本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対応するための改革の基本コンセプトとして、「地域共生社会の実現」を掲げています。「地域共生社会」は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年)において示された概念で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。(厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」2017年7月)国は、「地域共生社会の実現」に向け、介護・医療・保健等様々な分野において法制度の改革を進めています。(図表2)

図表 2 人口減少・少子高齢化に対応する法制度とその目的

改正介護保険法(2016年)	障害者総合支援法(2016年)
介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」の構築の推進	障害者自ら望む地域での生活を総合的に支援するためのサービスの充足に関する法律
改正社会福祉法(2017年)	改正生活困窮者自立支援法(2018年)
高齢者分野に限らない複数分野にまたがる、市町村による包括的な支援体制の制度化	生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

第2章 松本市の地域福祉施策の現状と課題

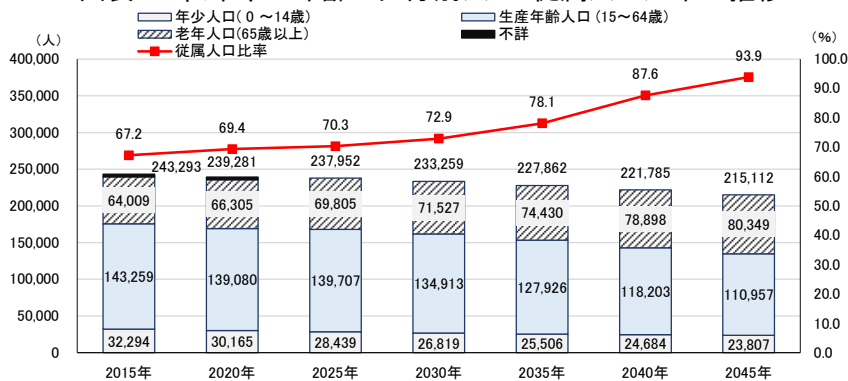
1. 松本市の地域を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

松本市においても国全体の傾向と同様に人口減少および少子高齢化が進行しています。松本市の人口は直近の5年間で約4,000人減少しています。今後も減少傾向は継続し、2045年には215,112人まで減少する見込みです。この間一貫して、年少人口および生産年齢人口は減少するとともに、老年人口は増加し、従属人口比率(生産年齢人口100人に対する年少人口および老年人口の人数)は2045年には93.9%まで上昇、すなわち一人の生産年齢人口が一人の従属人口を支える見通しとなっています。

また、松本市の世帯の数の推移を見ると、2019年10月時点で103,007世帯であり、近年増加傾向となっています。一方で、1世帯当たりの人口は減少傾向であり、単身世帯・核家族世帯が増加していることがうかがえます。

図表 5 松本市の年齢3区分別人口・従属人口比率の推移

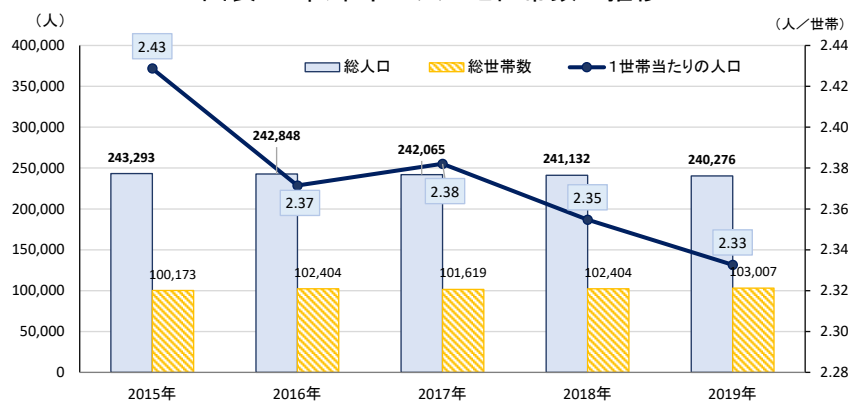


出典：総務省「国勢調査」(2015年)、長野県「毎月人口異動調査」(2020年4月)

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)」

※従属人口比率：生産年齢人口100人あたりの年少人口および老年人口

図表 6 松本市の人口と世帯数の推移



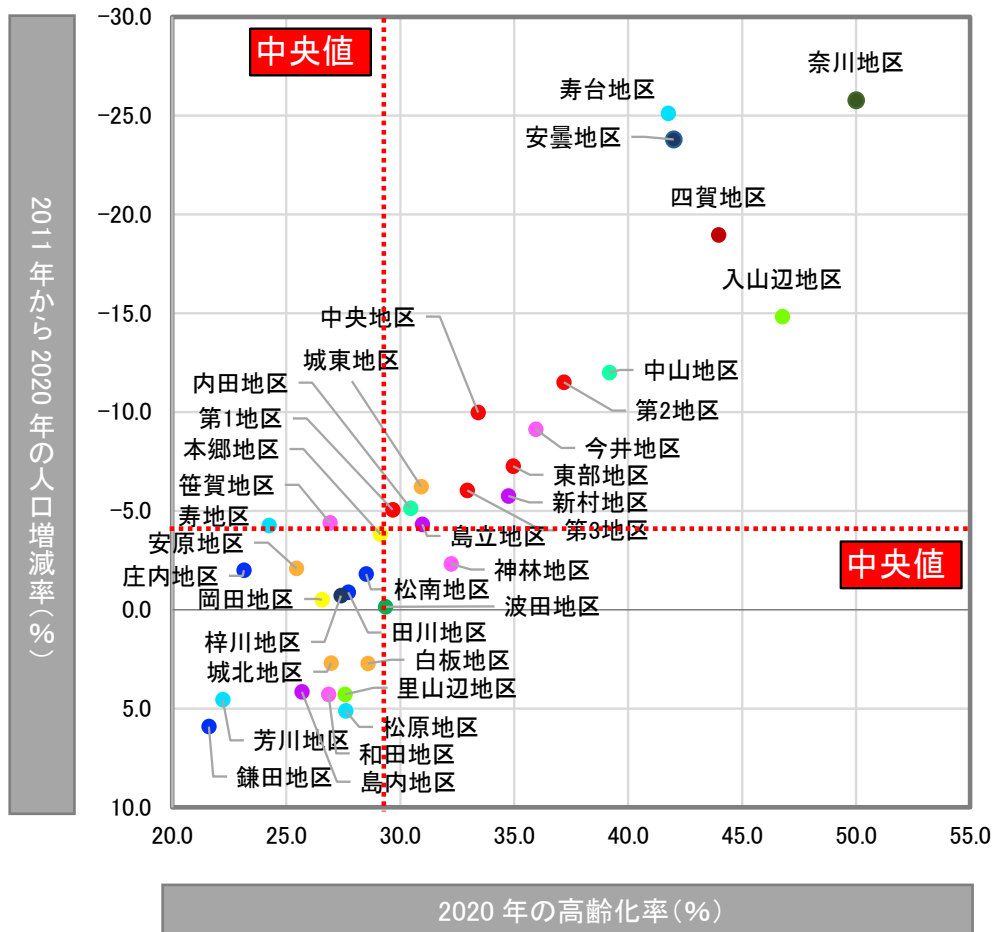
出典：長野県「毎月人口異動調査」

(2) 市内各地区の人口の状況

国全体において地方部を中心として人口減少・少子高齢化が進行しているのと同様に、松本市内においても地区によって人口減少・高齢化の進行の程度が異なり、おおむね周辺部の地区ほど人口減少・少子高齢化が進行しています。2011年から2020年の10年間の各地区の人口増減率および2020年の高齢化率を見ると、最も人口の減少した奈川地区では25%を超える人口減少率であり、同時に高齢化率は50%に達しています。一方で、鎌田地区をはじめとする8地区では人口が増加すると共に、高齢化率は30%を下回っています。

このように地域によって、状況が大きく異なるため、実際に松本市の各地区において「地域共生社会」の実現を推進するためには、全地区一律の制度ではなく、地域の実情にあった取組みが求められます。

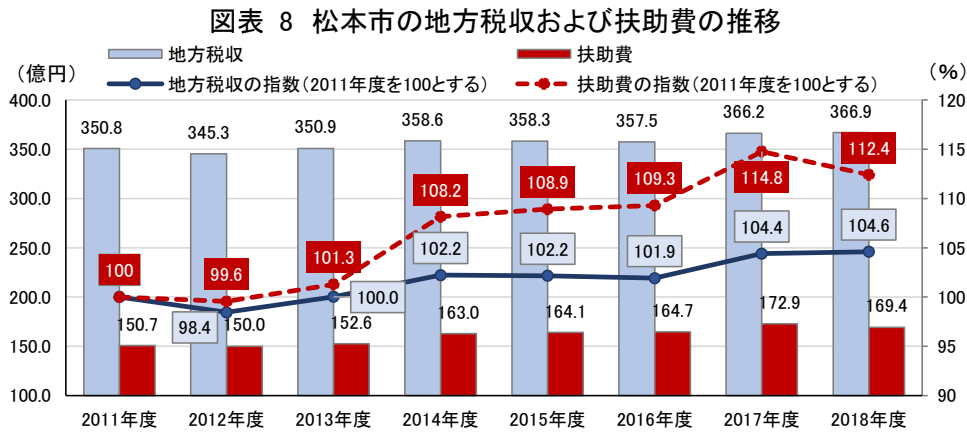
図表 7 松本市の地区別人口減率および高齢化率の散布図



出典: 松本市

(3) 人口減少・少子高齢化による財政への影響

人口減少・少子高齢化によって松本市においてもそのほかの自治体と同様に、社会保障費が財政全体に占める比重が大きくなっています。近年の市の財政を見ると、税収は増加傾向にあるものの、扶助費も増加傾向にあり、そのペースは税収の増加を上回っています。今後、人口減少が加速する中で、税収が大きく増加することは見込めない一方で、高齢者の増加により扶助費は今以上に増加することとなり、一層財政を圧迫することが考えられます。市民の生活の水準やサービスの水準を維持しながら、扶助費をいかに抑制するか、ということが市の財政上の大きな課題となっています。



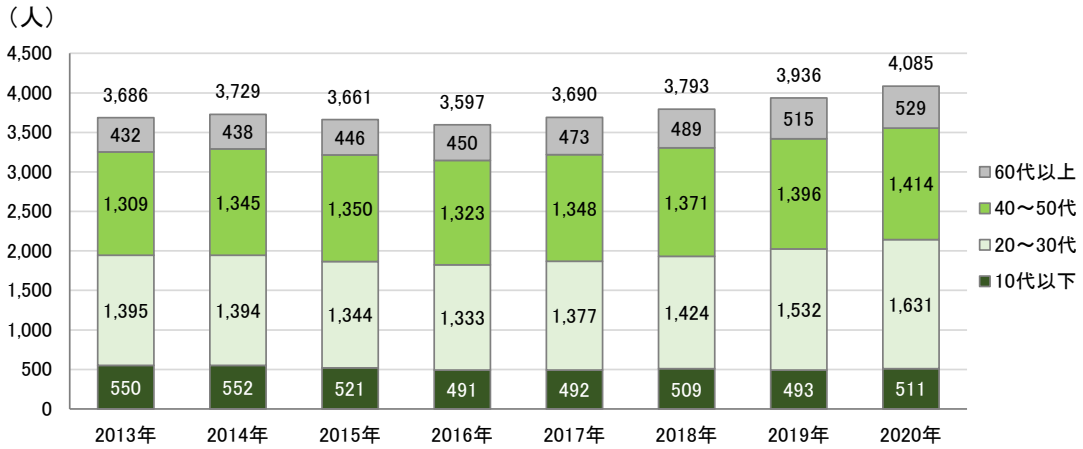
出典：長野県「市町村財政状況資料集」

(4) 地域社会の多様化の進行

「地域共生社会」においては、多様性を認め合う地域社会を作り出すことが求められますが、松本市においても、外国人住民の増加等により社会の多様化が進んでいます。多様化の例として、外国人住民数を見ると、2018年以降20～30代を中心に増加傾向にあり、2020年は新型コロナウイルスの感染拡大によって減少もしくは横ばいにとどまるものと見込まれますが、人手不足という問題が解決されているわけではないため、外国人住民は長期的には一層拡大するものと思われます。外国人住民は言語や文化の違いから地域社会から孤立する可能性があり、NPO法人等の専門的な支援団体が課題の受け皿となっている現状があります。

外国人住民のみならず、障害者や引きこもり、生活困窮者、罪を犯し刑務所から出所した者、性的マイノリティ等地域には多様な市民が暮らしており、「地域共生社会」の実現に向けては、これらの住民が地域に居場所を見つけ、他者とのつながりの中で暮らし続けられる環境を構築することが必要です。

図表 9 松本市の年代別外国人住民数の推移

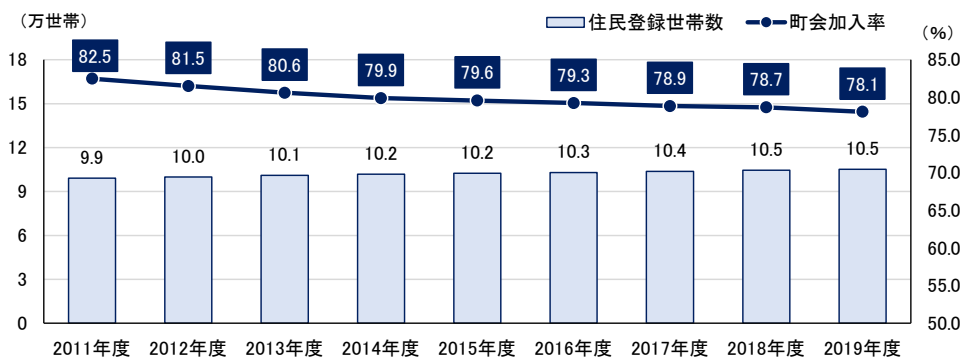


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(5) 社会構造の変化による地域活動への影響

上記のような人口減少・少子高齢化に代表される社会構造の変化を受けて、地域住民等による主体的な地域福祉活動が求められています。地域社会そのものも社会構造の変化により大きな影響を受けており、松本市の地域活動も変化を迫られています。松本市の世帯の町会への加入状況をみると、住民登録世帯数は増加傾向であるものの、加入率は一貫して低下しています。町会に加入しない世帯は比較的若年層の単身もしくは核家族世帯であると考えられるため、町会活動の担い手の高齢化が急速に進展しています。これにより、今後地域から孤立する世帯が増加することや、地域活動の担い手の確保が困難になることが予想されるため、各地域の実情にあった対策・活動への支援が求められます。

図表 10 松本市の町会加入率の推移



出典：松本市

2. 松本市の地域福祉政策の変遷

松本市では、今後、急速に進展する少子高齢化・人口減少社会に対応するため、住民主体の地域づくりを支援する独自の地域福祉施策を展開してきました。第3期地域福祉計画までの松本市における地域づくりに関連する取組みおよび地域福祉計画の変遷の概要を以下に整理します。

(1) 松本市の地域づくり活動を支援する施策の変遷

① 公民館活動を中心とする活発な地域活動

松本市では、戦後60年あまりにわたって、住民主体の公民館活動が継続されてきました。公民館活動は、福祉を中心に、環境や文化といった様々な分野において、時代に合った課題を取り上げ、住民主体の学習活動・地域づくり活動の拠点として活用されてきました。

② 福祉ひろばを拠点とする地域福祉の活動の展開

1994年には、公民館活動に端を発する活発な地域活動において、「福祉」に関する活動を一層発展させるため、「29地区福祉拠点事業推進研究会」が設置され、地域の福祉の課題について議論がされました。これをきっかけに、2002年度までに、高齢者を中心とする住民同士の助け合いの拠点として「地区福祉ひろば」がすべての地区において設置されました。

③ 地域づくりセンターの設置による地域力の向上

これらの公民館・福祉ひろばによる活動を基礎としながら、福祉分野を超えた地域の様々な課題を住民主体で解決するため、その拠点として2014年度から35地区に地域づくりセンターが開設されました。現在では、地区公民館、地区福祉ひろばと一体となった地域づくりセンター体制のもと、社会福祉協議会や、大学、NPOなどと連携しながら、地区の特徴や課題に応じた、住民主体の活動が地区ごとに展開されています。

(2) 松本市の地域福祉計画の変遷

2003年度には、上記のような公民館活動・福祉ひろばの活動が長期的に持続・発展するために、各地区で地域づくりを進める指針として「地区別地域福祉計画」が策定されました。地区別地域福祉計画は、地区ごとに住民自らが課題を整理したうえで、地区としての方針と、課題解決に至る過程を共有するために策定され、その後も、地区ごとに見直しがされてきました。2005年度には、これらの地区別地域福祉計画を実現するための支援計画として、「松本市地域福祉計画」が策定され、2010年度にこの理念を引継ぐものとして、「第2期松本市地域福祉計画」が策定されました。

なお、2005年以降、介護保険法改正に伴い、上記の住民主体の地域づくり活動を活かした松本市独自の地域包括ケアシステムの構築が進められました。

(3) 第3期松本市地域福祉計画の成果と課題

第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下、第3期計画)では、「住民が主体となった地域福祉推進の取組みを、行政(以下、市)と社会福祉協議会(以下、市社協)が共同で支えていく」ことを主眼において策定されました。第2期の計画までに取組みが十分でなかったものについて検討し、①地域の担い手づくり、②地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実、③地域で見えづらい課題に気づきあう、の3つを重点目標としました。また、第3期計画は、住民主体の活動における住民の行動変容を促すため、推進手法として「行動デザイン」を取り入れました。

市社協は、職員が「行動デザイン」手法を用いて地域の資源や活動を見える化し、地域の課題に対して活動を再構築する場面を設けること、市は、市社協職員の専門性向上を支援するとともに活動の基盤を作ることとしました。

① 重点目標について

第3期計画は、①地域の担い手づくり、②地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実、③地域で見えづらい課題に気づきあうの3つの重点目標を定めましたが、地区によって人口・年齢層・歴史文化等の違いがあり、重点目標や地域課題の優先順位も異なるため、全地区一律に3つの重点目標の展開を求めないこととしました。この間、地域包括ケアシステムの構築が大きな行政課題であったことから、地域においては高齢者の介護予防や生活支援が課題として上がることが多く、結果として「地域の担い手づくり」が主な取組みとなりました。

② 「行動デザイン」手法について

2016年度から2017年度は、「行動デザイン」手法を用いて、地区活動の振返りや新たな目標設定を行った地区がありましたが、2018年度以降、地域住民が主体的に地区別地域福祉計画の見直しに着手した際は、手法を「行動デザイン」に限定せず、住民の主体的な発意に沿った見直し作業を支援しました。

③ 第3期計画の成果と課題の整理

第3期計画の推進主体である市・市社協の取組みと成果・課題を、重点目標および推進体制について整理し、以下に示します。

重点目標 /要素	取組み・成果		課題 今後の方向性
	市	市社協	
①地域の担い手づくり	「地域づくりセンター体制」を基に、地区福祉ひろばを主な拠点として、住民のふれ合いの場づくり、地域福祉の担い手づくり、ボランティア育成支援などを進めてきました。	2018年度に、地域住民が支え手(協力員)となり、有料・有償で行う生活支援事業ですがサービス内容と料金形態を見直しました。	地区の高齢化が進行するにつれ、一層担い手確保が困難になりつつあります。活動の継続に向けた支援を継続します。

重点目標 /要素	取組み・成果		課題
	市	市社協	今後の方向性
②地域の 見守り体制づくり・ 相談窓口 の充実	地区福祉ひろばを主な拠点として、地区における窓口の整備を行いました。 避難行動要支援者名簿に関する条例を制定し、平常時から地域の避難支援関係者に要支援者の名簿情報を提供することとしました。	見守り安心ネットワーク事業や、地域活動拠点整備事業を実施し、地域における見守りのネットワークや人々の交流する拠点づくりの推進をサポートしました。	地域で共有されている要支援者情報を、日常的な見守りのネットワーク内で実際に活用することを促進します。
③地域で 見えづらい課題に 気づきあう	地区診断書を作成して、地域の課題を明らかにしたほか、個別ケア会議を通じて、地区ごとの課題を関係者間で共有しました。	福祉教育や研修を通じて、地域課題としてあまり認識されていない困りごとについて、地域住民や職員が学ぶ場を設けました。	課題の把握が高齢者分野に偏る傾向が見られたため、全世代・全対象型の包括的な相談支援体制の整備を図ります。
推進体制・手法 について	第2次松本市地域づくり実行計画に基づき、地区課題の整理や地区支援策の検討等を行うとともに、部局横断での連携体制を構築するため、「地区支援企画会議」等の協議体を全地区で定期的に開催しました。	第3期計画では、市社協の地区担当職員が地区活動を進めるためのガイドライン「地区活動の見直しと推進」を策定しました。また、関係課を横断する「地域福祉推進会議」を設置し、情報の共有を図りました。	横断的な協議・情報共有の場ができていた点を活かして、他分野の連携による支援を行います。

3. 第3期計画までの総括

第3期計画においては、地区ごとの取組みの差が見られるものの、住民の間で地域の課題を「我が事」としてとらえる意識が浸透し、住民主体の活動は進展が見られました。また、市・市社協においても地域における住民主体の活動を支援する体制が整備されました。

しかしながら、第3期計画が住民主体の活動を市及び市社協が支援する点に主眼を置いていたため、地域住民においてはこうした活動に対して負担感が増したという状況があります。第4期計画においては、これまで進展してきた住民主体の取組みを継承しつつ、今後さらに厳しい高齢化の中でも、活動を持続できるような市・関連機関の支援が求められます。

また、地域の多様化や課題の複合化・複雑化が進むにつれ、地域において対応すべき課題も多様化しています。「地域共生社会」を松本市において実現するためには、高齢者・障害者・子どもといった主な課題だけでなく、生活困窮や虐待、引きこもり等また交通政策や産業振興についても福祉の視点から対応することが必要になっています。第4期計画においては、住民だけで対応することが困難な課題に対して、行政・専門機関としてどのような取組むのかをより明らかにすることが求められます。

第3章 計画の目指す姿・基本的な考え方

1. 計画の目指す姿

総合計画の策定状況を踏まえて検討

(仮)誰も置き去りにしない 誰もが活躍する 松本

イメージ1

地域の中で、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることができる
「ごちゃまぜ」社会

イメージ2

「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う
「新しいお互いさま」社会

イメージ3

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性に合わせて
自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会

本計画は第3章までの総括を踏まえ、地域づくりセンター体制に基づく活発な地域の活動が持続的に実施されるための支援を行うとともに、住民組織だけでは対応の難しい部分については、市や専門職が積極的に支援する体制整備することで、「地域共生社会」の実現を図ります。

また、地域福祉計画が、高齢者・障害者・子ども等の各福祉分野の個別計画の上位に位置するものとされていることから、本市の中長期的な市政運営の基本的な方向を示している第11次松本市総合計画における市政全体の福祉分野における目標を継承し全体の目指す姿とします。

2. 計画の基本的な考え方

第4期計画は、第3期計画までの成果と課題を踏まえ、以下の3点の基本的な考え方を基に策定します。

◆ **松本市独自の住民主体の取組みが継続できるよう、市・関係機関の支援体制を明示する**

第3期計画までの取組みにより、地区ごとに独自の住民主体の取組みが展開されています。地域づくりセンター・福祉ひろば・公民館を拠点として、これらの取組みを継続発展されるよう、市が行う環境の整備や地域づくりセンター体制による地域福祉の促進、地域活動との連携体制の強化について明示します。

◆ **市が地域共生社会の実現に向けて実施する施策を示す**

改正社会福祉法第107条第1項において、市町村地域福祉計画においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき項目」を盛り込むべきとされており、本計画においても各分野において市が取り組む事項を、総合計画や関係する分野の個別計画と整合を図りながら明記します。

◆ **高齢者福祉に限定しない、包括的な課題に対応する市・関係機関の体制を整備する**

社会の多様化等により、従来は地域から見えづらかった課題に対しても、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることができるよう、市・関係機関の連携した包括的な支援体制を構築します。

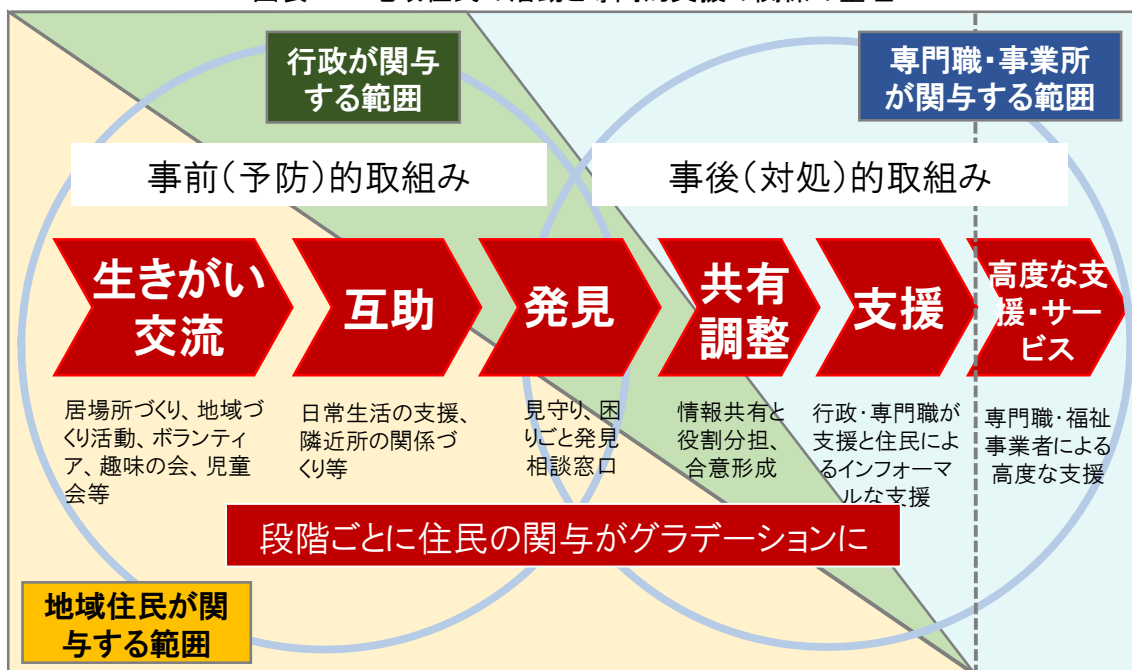
3. 各主体の役割と推進体制

(1) 住民主体の取組と専門的な支援の関係の整理

改正社会福祉法第4条第1項においては、地域住民は事業者および社会福祉に関する活動を行うものと連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけられており、地域福祉とは住民の主体的な参加を前提としたものです。これまでも松本市においては公民館活動に端を発する主体的な住民活動の展開があり、市は地域づくりセンター体制等によって支援を行ってきました。しかしながら、地域生活課題の中には、住民の主体的な活動だけでは解決の困難なケースがあり、そのような場合には適切な専門的相談支援に引き継がれることが必要です。

したがって、本計画においては、特にこれまでの蓄積のある高齢者福祉の分野における「生きがい」や「交流」の場づくり、「互助」や見守りを通じた「発見」等の活動は、引き続き地域住民等が市・専門職の支援の下、主体的に行うとともに、より高度なケア等を要する支援は、行政や専門的な支援機関、福祉事業所等が連携し行います。

図表 11 地域住民の活動と専門的支援の関係の整理



出典:松本市「地域の支え合い活動支援ガイド」2017年度を基に作成

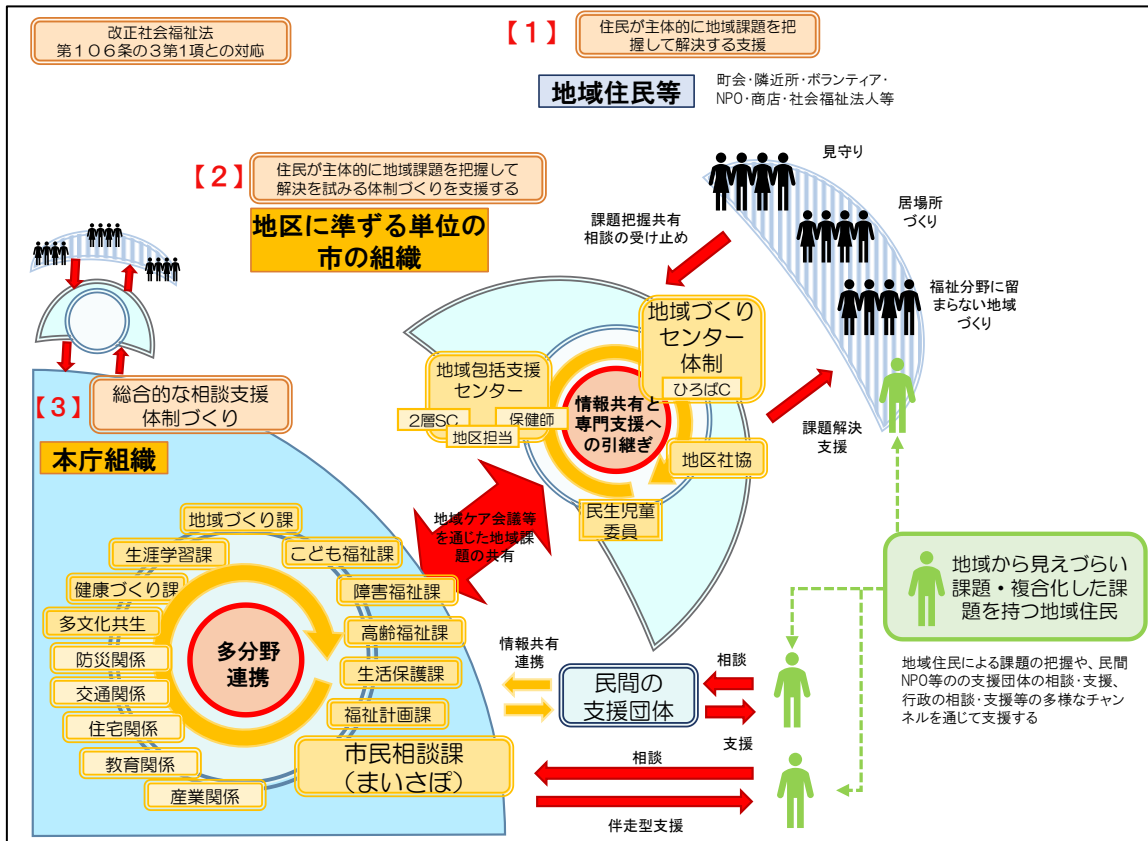
(2) 松本市における包括的な支援体制の整備

改正社会福祉法第106条の3において市町村には包括的な支援体制の整備が求められ、地域福祉計画にはこれに対応する施策を記載することが努力義務として位置づけられています。松本市においては、既存の35地区に展開する地域づくりセンター体制を活かし、住民主体の課題解決や居場所づくりを支援しながら、地域包括支援センター等地区に近い組織と情報共有し、地域ケア会議等を通じて、全庁的に連携した支援を実施します。図表12は3ページにおける国の目指す市町村による包括的な支援体制のイメージを松本市における実情に合わせて表現したものです。

(3) 地域から見えづらい課題を持つ住民への支援

改正社会福祉法においては、高齢者福祉に限らない地域生活課題の解決を図ることが求められています。本計画においても、障害のある人、子どもに対する支援や、生活困窮者、罪を犯して出所した者、引きこもり等の地域から孤立しがちな人への支援、外国人やLGBT等の多様な住民への支援に対する支援を示します。その際、地域住民間の見守りだけでなく、NPO等の民間の支援団体、行政への直接相談等多様なチャンネルを通じて支援を展開します。

図表 12 松本市における包括的な支援体制のイメージ



4. 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

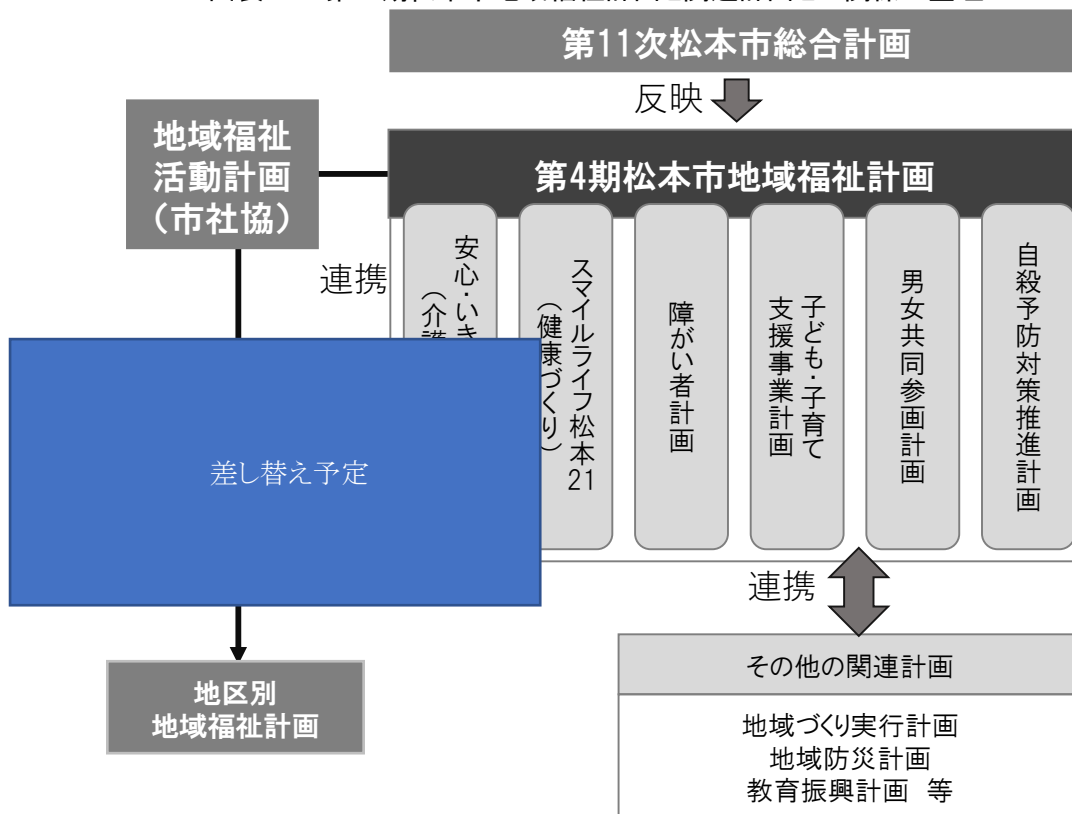
① 根拠となる法令

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を総合的に推進することを目的として市町村が策定する計画です。

② 上位計画および関連計画との連携

本計画は松本市総合計画を上位計画としたもので、地域福祉を推進する総合的な計画として、健康福祉等の各部門で策定されている計画と連携を図ります。合わせて、それらの個別計画の隙間を埋める計画として位置付けるとともに、個別計画と地域での取組みをつなぐ役割を担います。また支社協の地域福祉活動計画の施策と連携して、地区別計画の実行を支援します。

図表 13 第4期松本市地域福祉計画と関連計画との関係の整理



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

5. 施策の体系

以下の体系に沿って、総合計画や関連計画との対応を取りながら、施策を実施します。

目指す姿	基本目標	施策の展開
誰も置き去りにしない 誰もが活躍する 松本	1 「ごちゃまぜ」社会の土壌づくり ～学びと交流～ 【法第107条】 【法第106条の3第1項第1号】	1) 福祉教育、意識啓発 2) 人材育成、担い手づくり 3) 交流の場や居場所づくり
	2 安心して暮らせるまちづくり ～福祉サービスの充実～ 【法第107条 第1項、第2項、第3号】	<福祉の個別分野の取組> 1) 自殺対策 2) 生活困窮対策 3) 障害者支援 4) 子育て支援 5) 高齢者福祉 6) 多文化共生 7) 災害時の支え合い 8) 再犯防止 9) 福祉サービスの質の向上 <くらしと仕事を支える取組> 1) 雇用の確保 2) 住宅の確保 3) 交通の確保
	3 困りごとを解決する仕組みづくり ～包括的支援体制～ 【法第106条の3第1項 第2号、第3号】	1) 身近な地域で丸ごと受け止める場 2) 複合課題に対応する支援体制

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ：「ごちゃまぜ」社会の土壌づくり

施策1-1：福祉教育・意識啓発

(1) 現状と課題・施策の方向性

「地域共生社会」においては、高齢者分野に限らない地域住民の地域生活課題に対して、地域で「丸ごと」受け止め、「我が事」として支え合うことが求められていますが、多様な住民の困りごとを、解決すべき地域生活課題として認識するためには、お互いの立場を理解するとともに、外国籍の住民や性的マイノリティ等も含め、異なる立場の住民を尊重することが必要です。

松本市においては、これまで各地区公民館・町内公民館等を通じた人権啓発・男女共同参画推進に取り組んできましたが、引き続き地区ごとの講演会、学習会の開催により、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権問題の早期発見のため、地域や関係機関と連携した体制を強化します。

(2) 主な市の施策

市の施策	主な事業(例)	担当課
共生に関する理解の促進	〇〇〇〇事業	〇〇課
	□□□□の推進	□□課
共生に接する機会の創出	△△△△の創出	△△課
	××××の支援	××課

(3) 関係する主体に対して市が支援すること

関係主体	市の支援の内容
福祉事業所	
地域住民等	

(4) 計画期間の目標

項目	単位	令和2年度見込	令和7年度目標

